

<日本鍼灸マッサージ協同組合 労災保険特別加入確認書>

本確認書は、労災保険特別加入制度へのご加入に伴い留意事項を説明するものです。

ご加入申し込み前に以下の事項についてご確認ください。

- ① 加入の際に納付する費用の内訳は、出資金(新規加入の場合)、事務手数料および、国へ納める労働保険料となります。
- ② 事務手数料および労働保険料は、一年毎の更新となります。
- ③ 納付対象となる労働保険料と事務手数料は年度内(毎年4月～3月)の残り加入月数を月割で計算しますが、年度途中の脱退時は労働保険料のみ月割りし残金を返金いたします。※1
- ④ 労災保険の補償開始日は、各月の1日となります。すなわち、補償開始を希望する月の前月15日(15日が土日祝日の場合はその前の平日の営業日)の13:00までに加入申請が行われたものについて、所定の手続きを期間内に完了した場合、申請の翌月1日から補償が開始します。従って、申請から補償開始日までの期間中に発生した労働災害については、給付は行われません。尚、事務処理の都合上、国への諸手続きには、必要書類等すべてを受領後、数週間を要することがあり、この場合には補償開始が遅れることがあります。
- ⑤ 今回、加入した労災保険(特別加入)は、国が管掌する保険制度であり、労働災害(業務上および通勤途上での災害等)に対して、その業務または通勤の起因性および遂行性をもって国から給付が行われる制度であり、給付の決定については、国が行います。
- ⑥ 特別加入者の給付は、その年度に届出をした給付基礎日額に基づき行われます。休業に伴う給付については、休業給付 60%と特別支給金 20%を合わせて給付基礎日額 80%です。また、その怪我や疾病の内容により、事業主としての業務を遂行することが可能と国が判断した場合には、給付が行われない場合があります。
- ⑦ 労災申請を行う原因となった労働災害が、当事者の故意または重大な過失により発生した場合および労働保険料の滞納期間中に発生した場合については、支給制限(全部または一部)が行われる場合があります。
- ⑧ 特別加入の諸手続きに必要な情報、資料等の連絡、報告については、加入者の責任において行われるものであり、日本鍼灸マッサージ協同組合への連絡、報告がされない、または連絡、報告の遅延等により法律上必要な給付等が行われない場合、及び給付の決定については日本鍼灸マッサージ協同組合がその責任を負うものではありません。
- ⑨ 一人親方特別加入へ加入後において、以後日雇い労働者を含め、合算で年間 100 日以上の労働者を雇用される場合は、一人親方特別加入制度ではなく、中小事業主としての特別加入制度へ切り替える必要があります。中小事業主に該当する場合、中小事業主の特別加入への加入申請手続きがなされていない間の事故等につきましては、労災保険給付の対象外となってしまいますので、該当する場合は速やかに日本鍼灸マッサージ協同組合へのご連絡をお願いいたします。
- ⑩ 加入者よりいただいた個人情報を含む情報は、ご契約に基づく利用目的以外には、一切使用いたしません。

以上の留意事項について、ご不明な点等がある場合は日本鍼灸マッサージ協同組合までお問い合わせください。

※1. ご返金の際は返金額から振り込み手数料を差し引かせていただきますのでご了承ください。

特別加入団体 日本鍼灸マッサージ協同組合

E-mail jamm@jamm.or.jp 電話 03-3358-6363